



島根県報

令和5年11月6日（月）

号外 第 118 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第734号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町原田968番11地先から同地先まで	前	メートル 19.84～ 78.85	メートル 257.83	隠岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅及び減幅
			後	メートル 14.06～ 35.63	メートル 257.83		

島根県告示第735号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町原田968番11地先から同地先まで	メートル 257.83	令和5年 11月6日	隠岐支庁県土整備局	